

## 質問に対する回答

No.	項目名	質問内容	回答
1	実施要項 メタバース空間	<p>実施要項の「メタバース空間の環境については、バーチャル埼玉の機能を参考とすること」について下記1点をご教示いただけると幸いです。</p> <p>当事業で使用するプラットフォームサービスの指定は特になく、サービスの機能面でバーチャル埼玉を参考にすると良いという理解で合っていますでしょうか。それとも、バーチャル埼玉と同じプラットフォームサービスを使用する方が好ましいということでしょうか。</p>	<p>当事業で使用するプラットフォームサービスは、県が別途構築するメタバース空間となります。</p> <p>企画提案競技実施時点において、当該メタバース空間は稼働していないため、「バーチャル埼玉」の機能を参考とすることとしたものです。</p>
2	仕様書 5 業務委託の内容 (2)参加対象者	<p>「試験運用中の参加対象者は、県内在住・在学・在勤の小学生から大学生程度の年齢の子どもや若者のうち、専門の支援機関を利用している者を中心に募集する。」について下記2点をご教示いただけると幸いです。</p> <p>①「専門の支援機関」は具体的にどのような施設を対象としておりますでしょうか</p> <p>②「小学生から大学生程度までの子ども、若者」が対象となりますが、一般的な進学年齢である6歳から22歳まで全対象年齢を対象とすることが必須条件という理解でよろしいでしょうか</p>	<p>①様々な事情を抱える子ども、若者を支援している団体のうち、バーチャルユースセンターとの連携に御協力くださる団体(例えば、不登校・ひきこもり支援団体や生活援助団体)や県庁内の教育、保健医療、福祉、雇用に関する機関を想定しております。</p> <p>②「小学生から大学生程度まで」を対象となりますが、事業趣旨に照らし、利用者一人でアバターが操作できる等、最低限の条件を付すことは可能です。したがって、例えば中学生のみを対象とした運営をするといったことは想定していません。</p>
3	仕様書 6 業務実施体制 (2)スタッフの配	<p>「本業務の実施にあたり、交流、体験を実施する運営スタッフ及び相談対応を行う相談スタッフを配置すること。運営スタッフと相談スタッフは兼ねることができる。」について下記1点をご教示いただけると幸いです。</p> <p>①「交流、体験を実施する運営スタッフ及び相談対応を行う相談スタッフを配置」とありますが、スタッフは当社の正社員のほか業務委託者を含めても問題ないでしょうか。</p>	<p>①他事業者の一部業務を再委託する場合は、実施要領に定める「複数の事業者による共同提案」の取扱いに従ってください。</p>
4	実施要項:8 提出書類	<p>見積書を作成する際、各費用は税抜き価格で計上(記載)をして、費用の合計金額に消費税及び地方消費税に係る金額を別途記載をするという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要領8(3)にあるように、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。消費税及び地方消費税に係る金額を記載する必要はありませんが、別途記載しても構いません。</p>

No.	項目名	質問内容	回答
5	実施要項:8 提出書類	国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務の実績とは、具体的にどのような書類が必要でしょうか。(契約書控え・契約金の入金実績など)	証明できる書類の添付までを求めるものではなく、受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容が最低限記載されていればどのような資料でも問題ありません。 ただし、記載内容に疑義が生じた場合、証明できる書類を確認させていただくことはあります。
6	実施要領:12 契約保証金	本件の契約保証金額の率または額について教えて下さい。免除を希望する際の条件・手続きについて教えて下さい。	審査の結果、提案が採用された委託候補者が、事業内容等について県と協議の上、合意に達した場合に委託契約を締結します。 契約保証金は契約金額の100分の1以上となります。 財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除となります。具体的な条件、手続きは、委託候補者として決定された後、御希望を踏まえ個別にご相談させていただきます。  (参考)財務規則第81条第2項 2 次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。 三 政令第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の四月一日以後に二回以上全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 五 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。 六 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
7	委託仕様書:5 業務委託の内容(2)	県が想定されている広報の対象先の件数についてお知らせください。概算でも結構です。	専門の支援機関として約200件程度が想定されますが、より幅広い広報が望まれます。